

保護者の皆様へ

学校給食費等についてのお知らせ

平成30年度より学校給食費を「公会計化」します

千葉市立小・中・特別支援学校における学校給食につきましては、平成30年4月から、法に基づく適正な給食費の管理と給食費負担の公平性を確保するため、千葉市の歳入歳出予算に計上し、管理する「公会計」方式に移行することにいたしました。

現在、給食費は各学校が保護者の皆様の口座より引き落としておりますが、平成30年度から、千葉市が口座振替を行うこととなります。また、教材費等の学校徴収金についても、給食費と一括で徴収することとなります。

公会計化に伴う口座振替手続について

公会計化に伴い、給食費等を引き落とすための口座を学校ではなく、新たに市へ登録していただく必要があります。そのため、全ての保護者の皆様に新規の手続きをお願いすることとなります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

手続きの開始は、9月以降を予定しております。

※お手数料をおかけしますが、現在の振替口座と同じ金融機関、同じ口座にする場合も、新たに手続きが必要です。

- ・口座振替に係る手数料は千葉市が負担します。（保護者負担はありません。）
- ・一度手続きをされますと、中学校卒業まで、転校・進学の際にも手続きは必要ありません。（市立学校に限ります。）

◇ 口座振替ができる取扱金融機関について ◇

口座振替は、下記の金融機関が利用できます。

各家庭の給与振込口座など、日常お使いの口座を指定いただけます。

※ 現在、学校に届けている振替口座以外でも指定ができます。

【取扱金融機関】

普通銀行			信託銀行	信用金庫	その他	
千葉銀行	京葉銀行	千葉興業銀行	三菱 UFJ 信託銀行	千葉信用金庫	千葉みらい農業協同組合	中央労働金庫
みずほ銀行	三菱東京 UFJ 銀行	三井住友銀行	みずほ信託銀行	銚子信用金庫	商工組合中央金庫	横浜幸銀信用組合
りそな銀行	埼玉りそな銀行	常陽銀行	三井住友信託銀行	佐原信用金庫	ハナ信用組合	ゆうちょ銀行
東京スター銀行	あおぞら銀行					(郵便局)

◇ 問合せ先 ◇

千葉市教育委員会 保健体育課 公会計準備班 電話 043-245-5909

メール kyushoku-kokaikei@city.chiba.lg.jp

◇ 学校給食費の公会計化等に関するQ&A ◇

Q1 現在も口座振替で支払っていますが、手続きをする必要がありますか？

A1 全ての保護者の皆様に、千葉市用の口座振替依頼書を金融機関窓口へ提出していただく必要があります。

Q2 子どもが2人以上いるときは？

A2 お手数ですが、お子様1名ごとに口座振替の手続きが必要です。詳しくは9月以降にご案内します。

Q3 30年4月からの口座振替日・金額等の詳細についてのお知らせはいつ来ますか？

A3 口座振替日等、詳細については次回以降のお知らせでご案内します。

Q4 学校徴収金とは何ですか？

A4 学年・学級費（共同購入費）、校外活動費など、保護者の皆様にご負担いただく、学校で必要な経費です。これらの学校徴収金も、給食費と一緒に徴収をおこないます。

ただし、市や学校と別組織となるPTA・保護者会などの会費については、市で徴収することは困難であり、口座振替ができなくなります。

Q5 就学援助制度を利用しています。口座振替の手続きは必要ですか？

A5 給食費以外の学校徴収金も口座振替になりますので、必ず手続きをお願いします。

Q6 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？また、口座振替ができなかったらどうするのですか？

A6 「納付書」「振込依頼書」により金融機関窓口又はATMでお支払いいただくこととなります。その際、給食費分は振込手数料がかかりませんが教材等の学校徴収金分は振込手数料をご負担いただく必要がありますので、口座振替をおすすめします。

Q7 学校に現金で給食費を支払ってもいいですか？

A7 学校には直接支払えなくなりますので、ご理解ください。

Q8 何のために給食費の公会計化を進めるのですか？

A8

- ① 市の予算とすることで会計の公正・透明性を確保し、厳正な徴収管理を行うこと。
- ② 学校ごとの徴収状況に影響されることなく、質の高い給食を提供すること。
- ③ 保護者の手数料負担や手続きの負担軽減を図ること。
- ④ 教職員の負担を軽減して子どもと向き合う時間を確保することなどを目的としています。

